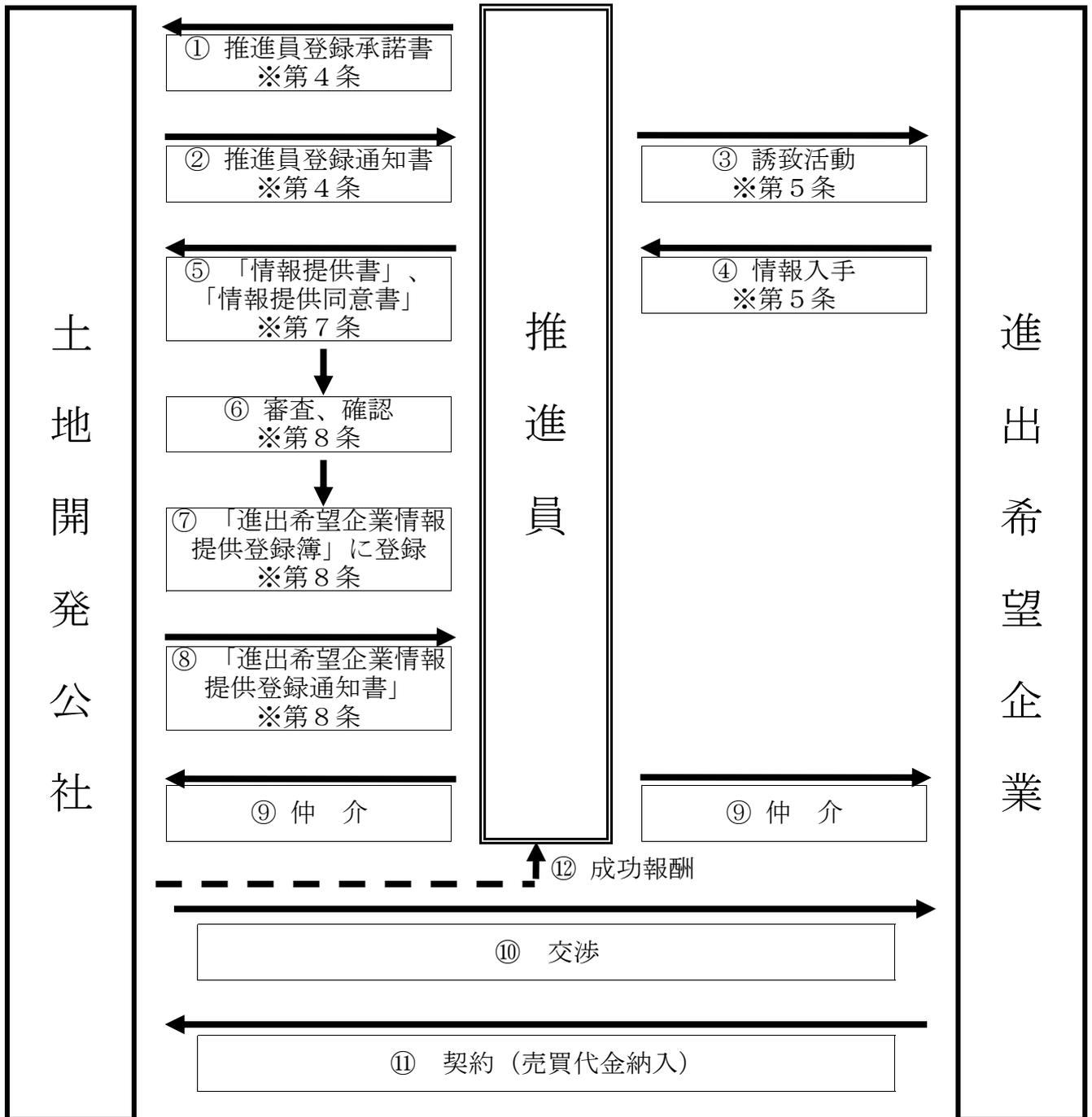


企業誘致推進員制度のながれ



- ① 公社に推進員登録承諾書を提出します。
- ② 公社が審査し、推進員として登録します。
- ③ 誘致活動を行います。
- ④ 情報入手。
- ⑤ 企業の同意を得て公社に情報を提供します。
- ⑥ 公社において審査します。
- ⑦ 有効な情報を登録します。
- ⑧ 推進員に「登録通知書」を送付します。
※登録されなかった場合、「不登録通知書」を送付します。
- ⑨ 公社と進出希望企業の仲介を行います。
- ⑩ 推進員の仲介により公社が誘致交渉を行います。
- ⑪ 進出が決定し、土地売買契約が成立。
- ⑫ 全額が納入された後に、推進員の請求書により成功報酬を支払います。